

令和 4 年度

学校安全管理マニュアル

大阪市立古市小学校

1. 日常の安全対策体制

(1) 安全対策委員会

校内安全対策体制・施設の定期的な点検を図り、機能的な危機管理を目的とする。

校長 教頭 教務主任 生活指導部長 安全教育担当 管理作業員

(2) 来校者の確認体制

登校終了時から門扉に施錠し、モニター付きインターホンで来校者の確認をする。

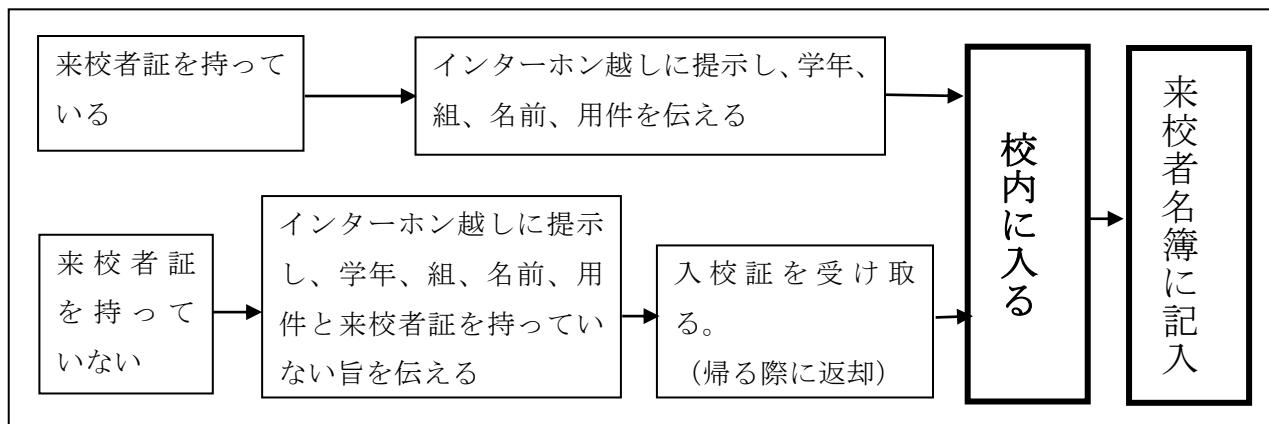
① 児童登校時

- ・正門を開放し、校門にて安全の確認と登校指導にあたる。
- ・教職員は腕章もしくは教職員証を身につける。
- ・登校終了時に、正門を閉じ施錠する。

② 授業開始以後

- ・通用門をオートロックで施錠し、来校者にはインターホンで対応する。来校者は来校者証を身につけ、インターホン越しに確認をした後に校内に入る。
- ・来校者証を忘れた場合、忘れたことを確認後、職員室で入校証を受け取ってから校内に入る。
- ・来校者と目的を確認して解錠し、正門玄関受付にて来校者名簿に記入してもらう。

(学習参観・運動会等については来校者証や受付名簿で対応する)



来校者証

保護者名

大阪市立古市小学校



入校証

No. 1

大阪市立古市小学校

(3) 校内安全点検の実施

校内巡視を定期的に行い、安全確保に努める。

- ・管理職、教務主任、管理作業員は校内巡視を定期的に行う。西校舎（講堂のある校舎）や南北校舎1階の教室の扉や窓の施錠を確認する。
- ・看護当番は、休み時間を中心に校舎内（主に1階）や運動場などの巡視を行う。
- ・特別教室、その他鍵がかけられるような場所は、利用しない時は施錠する。

(4) 安全教育の実施

事件・事故を想定した避難訓練を実施する。

- ・「非常ベル」、防犯ブザー、火災通報ベルの意味を周知徹底する。
- ・危機に関しては、校内放送により通報（避難・連絡）する。

(5) 教職員の日常の意識・備え

日常的に意識を高くもち、緊急時に素早く対応できるようにする。

- ・教職員証とともにホイッスル、トランシーバーを携帯する。
- ・普段から連絡にトランシーバーを使用し、いつでも連絡が取りあえるようにしておく。
- ・トランシーバーの番号は、普段は学年の番号、**緊急時は「7」に設定する。**

① 1年
② 2年
③ 3年
④ 4年
⑤ 5年
⑥ 6年
⑦ 緊急時
⑩ 特別支援学級
- ・緊急時には、ホイッスル等で大きな音を出し、周囲に知らせるができるようにしておく。
- ・防犯ブザーを教室内に常備し、いつでも使えるようにしておく。
- ・児童机やいす、ほうき、1mものさしなど相手と距離をとることができるもの、その他、緊急時に使えるものを考えておく。
- ・教室前面に、学級名簿を常備し、緊急時に人数把握ができるようにしておく。

(6) 関係諸機関・諸団体との連携

日常的な連携体制の充実を図る。

- ・PTA役員、実行委員、保護者のメール配信網を整備し、意識の共有化を図る。
- ・全保護者が保護者メールに登録するよう連絡をする。
- ・警察署、消防署、市教委との緊急連絡時の対応をマニュアル化し、連携する。
(関係諸機関とのホットラインの設置)

2. 緊急事態発生時の校内体制

(1) 対策本部組織

対策本部長 学校長 副本部長 教頭

		不審者発見時／災害発生時	児童避難後
連絡・通報 (対策本部)	教頭 事務職員 栄養教諭	○校内緊急放送 ○非常ベル ○関係諸機関へ連絡・通報 ○児童避難か教室待機かの判断・指示 ○負傷児童・教員の全体把握	○情報収集、教職員への指示 ○各学年点呼、負傷児童確認 ○警察・消防・救助誘導 ○搬送先病院へ付き添い指示 ○一斉下校の判断 ○保護者対応
		※ 関係諸機関・地域・PTA 防犯 旭警察署・旭消防署・市教委・連合町会長・PTA会長・はぐくみネット 給食 市教委給食係・旭保健センター・連合町会長・PTA会長 火災 旭消防署・市教委・連合町会長・PTA会長・はぐくみネット	
避難・誘導	安全教育担当 各学級担任 習熟専科担当 なかよし学級担任 いきいき指導員	○児童指示 ○避難経路想定 ○避難誘導	○児童看護 ○安否確認 ○保護者連絡 ○児童安全確保後、自衛・対応または救護・救助に加わる
自衛・対応	教務主任 管理作業員 第一発見者 (生活指導部) (授業のない教員)	○不審者対応・初期消火 ○校内巡回 ○状況報告	○警察が来るまでの不審者対応 ○消火活動 ○警察・消防等到着後、救護・救助に加わる
救護・救助	養護教諭 教育活動支援員 (健康教育部)	○救護体制の確立 ○負傷児童の全体把握 ○負傷児童への応急手当 ○救急隊・医療機関への連絡 ○校内残留児童の搜索 ○精神的ケア	○搬送先病院へ付き添い ○電気・ガス・水道点検 ○火気用具・薬品等の点検 ○重要書類の搬出・保管 ○負傷児童保護者連絡

校内放送避難指示

A 待機…教室施錠

(内側)

B 待機…講堂誘導

C 待機…運動場誘導

※栄養教諭・給食調理員は給食室の火気安全を確認する。

※関係諸機関・地域・PTA連絡先

防犯

警察署	1 1 0
(旭警察署	6 9 5 2 - 1 2 3 4)
消防署	1 1 9
(旭消防署	6 9 5 2 - 0 1 1 9)
大阪市教育委員会	6 2 0 8 - 9 1 7 6
連合町会長	
PTA会長	
はぐくみネット	

給食

市教委給食係	6 2 0 8 - 9 1 4 4
旭保健センター	6 9 5 7 - 9 9 1 2
連合町会長	
PTA会長	

火災

消防署	1 1 9 (6 9 5 2 - 0 1 1 9)
大阪市教育委員会	6 2 0 8 - 9 1 7 6
連合町会長	
PTA会長	
はぐくみネット	

(2) 教職員の取るべき措置

① 発見者の措置

目を離さず、児童を遠ざけ、時間をかせぐ。

その間、情報を職員室に通報し、全教職員に周知できるようにする。

通報・連絡方法

- ・「非常ベル（警察直通）」（校長室・職員室・管理作業員室）
- ・校内電話（内線）
- ・校内放送
- ・トランシーバー
- ・校内放送
- ・伝令
- ・防犯ブザーやホイッスル

② 各組織での措置

○ 避難・誘導班

- ・緊急時を除き、本部長の指示に従い、避難開始の指示があるまで、児童の状態を速やかに掌握する。担任不在の場合は隣接学級の担任が誘導する。
- ・児童を教室の中央に集め、窓・扉を施錠する。机などでバリケードを作る。
- ・児童机やいす、ほうき、1mものさしなど相手と距離をとることができるもの、その他、緊急時に使えるものを準備し、使用できる状態にしておく。
- ・休み時間は、最も近い教室に入るよう指示する。
- ・避難の指示に従い、迅速・安全に所定の場所に誘導する。
- ・避難の際は、学級名簿を携帯し、誘導後は、児童の安全確保に努める。児童の安全確保後、他の班に合流する。

○ 自衛・対応班

- ・緊急事態発生現場にて、複数で、安全を最大限に確保し対応する。
- ・距離をとれるもの、武器になるものを持って、複数で声を掛け合う。
- ・事態によっては、警察官が来るまでの時間を確保する。
- ・職員室との連絡を密にする。

○ 通報・連絡班

- ・警察に通報し状況を説明する。また、パトカー・救急車を要請する。
- ・全教職員・全校児童に状況を知らせ、避難・誘導・待機を指示する。

「教頭先生、教頭先生、放送室へお越しください。」（2回）

- ・対応現場を伝える際は、トランシーバーを「7」に設定し、**一番近い教室を2桁**

の数字で伝える。5年1組の近くなら「51」

- ・本部長の指示に従い、関係諸機関・地域・PTA・はぐくみネットに連絡・通報する。（警察署110・消防署119・市教委）
- ・状況によっては、近隣小学校・中学校へも連絡する。
- ・移動可能な教職員をすぐに現場へ移動させる。
- ・得られた情報を職員室のホワイトボードに記入する。（時間、状況等）

○ 救護・救助班

- ・不審者対応・消火活動成功確認後、または、警察・消防到着後、現場に向かう。
- ・児童の生命・身体の安全を確保する。
- ・校内残留児童を捜索する場合、校舎配置図に印をつけながら捜索する。
- ・けが等に対しては、可能なかぎりの応急措置を施し、救急隊に引き継ぐ。
- ・負傷した児童の保護者への連絡を行う。

3. 本校の安全対策について

(1) 門扉の施錠について

- ① 本校の門扉を全て施錠する。(正門・南門・西門)(※北門はバリケードをする)
- ② 校内のフェンスの扉を全て施錠する。(講堂南側・講堂北側・講堂西側・給食室東側)
- ③ 児童の登校時は正門を開け、終了時(8時30分)に施錠する。
- ④ いきいき教室・生涯学習ルーム・地域・PTA活動は北門を使用する。

(2) 通用門の使用と来校者の確認について

- ① 通用門は、児童の登校終了後から使用する。
(正門のモニター付きインターホンで名前・用件・来校者証を確認後、オートロックを解錠する)
- ② 来校者に、玄関受付で受付名簿への記入を依頼する。その後、職員室へ。
→ 名前・用件・行き先・来校時刻・退校時刻
- ③ 児童の下校は、通用門のオートロックを使用する。
(放課後については通用門のオートロック以外は施錠する)

(3) 校内の安全について

- ① 家庭に来校者証を配付し、来校時は必ず着用する。学習参観や懇談会、運動会、卒業式、入学式等の大きな行事では、受付(正門)で来校者証チェックし、児童名簿で確認する。
- ② 校長・教頭・教務主任・看護当番・管理作業員により、定期的に巡視および安全指導を行う。(児童登校時には教職員が安全を確認する)
- ③ 不審者を見かけたら、すぐに声をかけ、職員室に通報する。
(対応についてはP.5(2)「職員の取るべき措置」を参照)
- ④ 異常事態に繋がると判断した場合は、速やかに「非常ベル」(職員室・校長室・管理作業員室・いきいき教室)や火災通報ベル、防犯ブザーを押し、緊急事態が発生したことを周囲に知らせる。
その後、関係諸機関に状況を明確に連絡する。(いつ・どこで・誰が・どうした)

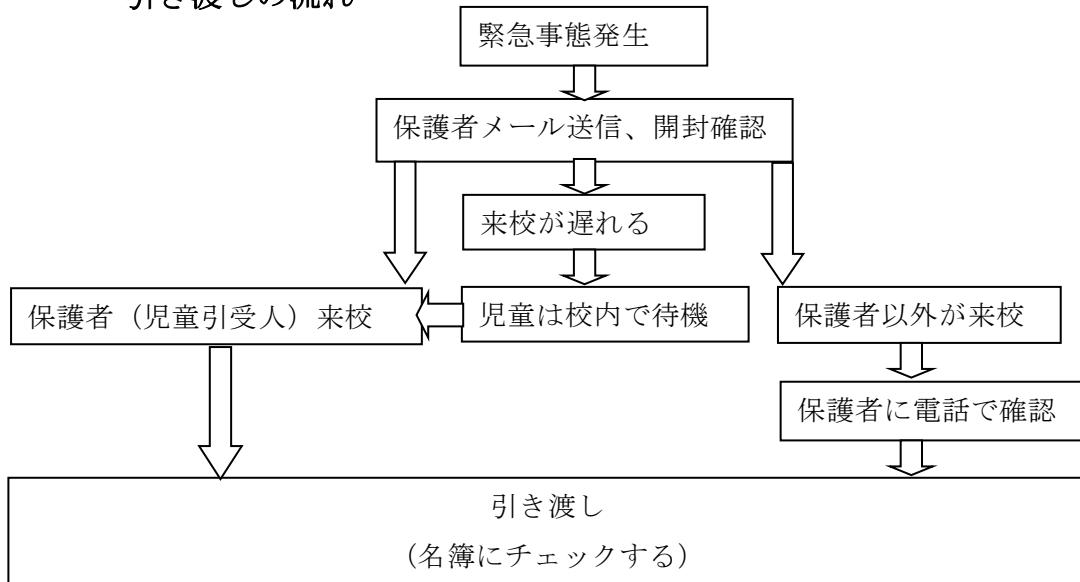
(4) 校外の安全について

- ① 登校時・下校時を中心に、PTAや地域・はぐくみネットの方々に児童の見守りを依頼する。(「ふるいちパトレンジャー」)(緊急時にはメール配信を行う)
- ② 旭警察による重点警邏を依頼する。
(「こども110番の家」(校下約100軒)の方々との連携)
- ③ 万一の際は、集団下校により、教職員の引率下校を実施する。
(不在家庭の確認を行い、保護者・PTA役員への協力要請)

(5) 緊急下校時の下校体制・保護者の協力について

フェーズ	1	2	3	4
事案内容	近隣地域で警戒すべき事案が発生している	本校または近隣地域を特定したインターネット・電話・投書などによる脅迫があった	不審者が校区内に潜んでいて、刃物など凶器を所持している	学校付近に不審者が潜んでいて、刃物など凶器を所持している 台風・地震・洪水などの避難勧告が発令される自然災害など
当日	教職員	保護者メールで連絡。連絡がつかない家庭には電話。	地区別分団会担当地域を引率、担当のない教員は巡視。	地区別分団会担当地域を引率、担当のない教員は巡視。 児童看護 保護者メール送信
	児童	各学年で下校時刻をそろえて下校。 (1年生より)	地区別に集団下校。	地区別に集団下校。 学校待機 引き渡しによる下校
	保護者		地区的集合場所へ迎え。学校まで迎えも可。	地区の集合場所へ迎え。学校まで迎えも可。 学校まで迎え
翌日	教職員	学校周辺の巡視	学校周辺の巡視	学校周辺の巡視 学校での対応 学校周辺の巡視
	児童	通常登校	通常登校 (解決)通常登校 (未解決)自宅待機の場合もある	(解決)登校 (未解決)自宅待機
	保護者		学校まで送迎可	学校まで送迎

引き渡しの流れ



地区分団会

分団	班	集合場所
今 1	1・2・3	学習室 4
今 2	1・2・3	6 - 2
今 3	1・2・3	3 - 1
今 4	1・3・4	5 - 1
今 4	2A・2B	4 - 1
今 5 千 123	1 3	4 - 2
千 123 千 4	1・2 1・2	6 - 1

分団	班	集合場所
森 1 A	1・2	4 - 3
森 1 A	3・4・5・6	MR1 (学習室 3)
森 1B	1・2・3	3 - 2
森 3	1・2・3A・3B	講堂
森 2	1・2	5 - 2
森 4	1・2	
森 5	1・2	2 - 2
森 6・7・8	6A・6B・7・8	2 - 1

※全員そろったら、班ごとに点呼をし、担当者引率のもと、集団下校を行う。